

喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準

喜多方市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に定める工事現場における現場代理人常駐義務緩和措置（以下、「緩和措置」という。）について、以下に定める事項により運用するものとする。

1 緩和措置

緩和措置は次に掲げる措置とし、その取扱いについては2以降に定める。

- (1) 現場代理人の兼務
- (2) 現場代理人の常駐の免除

2 現場代理人を兼務することができる工事及び建設業者の対象

次の(1)から(5)までについて、市長が品質管理、安全管理等現場代理人の業務に支障がないと認める同一の建設業者が施工する工事について、現場代理人を兼務することができるものとする。

ただし、入札公告又は入札通知書等において現場代理人を兼務することができない旨の規定をした工事については対象外とするとともに、現場代理人の兼務を希望する工事の入札日から過去1年以内に建設工事等入札参加資格制限措置要綱第2条の規定による参加資格制限措置（別表第1にかかるもののみを対象とする。）を受けた建設業者については対象外とする。

- (1) アからウまでの全ての要件を満たす工事について、同一者が3件まで（専任の主任技術者配置を要する場合は原則2件まで）現場代理人を兼務することができる。

ア 市及び県又は他の市町村等が発注する工事であること。

イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

ウ 工事現場の相互の距離が10 km程度以内の近接した工事であること。

- (2) アからウまでの全ての要件を満たす工事について、同一者が2件まで現場代理人を兼務することができる。

ア 市が発注する工事であること。

イ 同種工事であること。

ただし、土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事及び水道施設工事については、同種工事として取り扱うものとする。

ウ 当初請負金額がそれぞれ、4,000万円未満の工事であること。

- (3) アからウまでの全ての要件を満たす工事について、同一者が3件まで現場代理人を兼務することができる。ただし、災害復旧工事を2件以上兼務する場合は5件まで兼務

することができる。

ア 市が発注する工事であること。

イ 同種工事であること。

ただし、土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事及び水道施設工事については、同種工事として取り扱うものとする。

ウ 当初請負金額が 4,000 万円未満であること。

ただし、兼務する工事の当初請負金額の総額が 5,000 万円（災害復旧工事を含む場合は 6,000 万円）以上とならないこと。

（４）市が発注する工事であり現場間の最短経路が概ね 100m 以内で、一体とした現場管理が可能な現場は、２件以上の工事の兼務を可とする。

（５）市長がやむを得ないものとして認める工事については、同一者が現場代理人を兼務することができる。

3 現場代理人を兼務する場合の留意事項

（１）現場代理人を兼務するに当たっては、以下の事項に留意させるものとする。

ア 現場代理人は、緩和措置により兼務することが認められた各工事（以下「対象工事」という。）の運営、取締りを徹底すること。

イ 現場代理人は、対象工事の安全管理、工程管理に一層配慮をすること。

ウ 現場代理人は、対象工事の担当者及び工事現場との連絡を確実に行う体制を整えること。

エ 現場代理人が稼働中の一方の工事を離れ、他方の工事現場において、その任務を取り扱う場合には、当該現場代理人に代わる者を指名しなければならない。

（２）現場代理人が同一工事の主任技術者を兼務する場合、下請契約の請負代金の合計が 4,500 万円（建築工事では 7,000 万円）以上となる場合、主任技術者に建設業法第 26 条第 3 項に規定する「監理技術者」の資格を有する者を配置することとなるので留意すること。また、特例監理技術者となる場合、現場代理人との兼務はできません。

（３）対象工事の工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備が確認された場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

4 現場代理人を兼務する場合の変更契約時の取扱い

契約当時に現場代理人の兼務がなされた工事について、設計変更等による変更契約により 2 に定める条件を満たさなくなったとしても引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。

ただし、現場代理人が同一工事の主任技術者を兼務する場合、大幅な工事内容の変更により、工事途中で下請契約の請負代金の合計が 4,500 万円（建築工事においては 7,000 万円）以上となるような場合には、主任技術者に建設業法第 26 条第 3 項に規定する監理技術

者の資格を有する者を配置しなければならない。

また、市長が適当でないと認める場合は現場代理人の兼務を取り消すものとする。

5 現場代理人の常駐の免除

次に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。

ただし、常駐を免除する具体的な期間については、設計図書又は工事打合簿等の書面により明確にしておくものとする。

- (1) 工事の全面的な中止期間（喜多方工事請負契約約款第 20 条に基づき、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等人為的な事象により、建設業者の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、工事を施工できないと認められ、市から工事の全部について一時中止命令が出された期間）
- (2) 工場製作のみが行われている期間（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作のみが行われている期間）

6 現場代理人の常駐を免除する場合の留意事項

5 の規定により現場代理人の常駐を免除される場合であっても、連絡体制の整備、安全管理等の徹底を行うこと。

附 則（令和 5 年 8 月 17 日決裁）

- 1 この運用基準は、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 11 月 15 日決裁）

- 1 この運用基準は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する
- 2 この運用基準の適用前に契約した工事についても穿孔工事として対象とすることができる。

附 則（令和 2 年 2 月 26 日決裁）

- 1 この運用基準は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この運用基準の適用前に契約した工事についても先行工事として対象とすることができる。
- 3 喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準（平成 23 年 4 月 1 日から適用）は、廃止する。